

さあ行こう！
投票へ！

平成28年1月24日(日) 宜野湾市長選挙の投票日です！

●投票できる方

年齢要件 平成8年1月25日までに生まれた方

住所要件 平成27年10月16日までに宜野湾市に転入届出をし、引き続き居住している方

●投票できない方

- ①平成27年10月17日以降、宜野湾市に転入届出をした方は登録基準日に住所要件を満たすことができないため、投票できません。
- ②宜野湾市外に転出した方は、住所要件を満たすことができないため、投票できません。

●投票について

投票日当日

1月24日(日)午前7時～午後8時

※投票所はご自宅に届く入場券(はがき)にてご確認ください。

期日前投票

選挙当日に仕事、レジャーや冠婚葬祭等の用務で投票所に行けない方は、前もって投票することができます。

※ 期日前投票の際は、**投票所入場券裏面の宣誓書をご記入の上、ご持参ください。**
(入場券を持っていない方は身分を証明できるものの提示が必要です)

期 間 1月18日(月)～ 1月23日(土)

時 間 午前8時30分 ～ 午後8時

場 所 宜野湾市役所1階 ⑦番(選挙管理委員会)



不在者投票

次の条件にあてはまる方は、事前に市選挙管理委員会に必要書類などを請求し投票を行うことができます。

※事務手続として郵便のやり取り等もあるため一定期間を要します。お早めにご相談ください。

居住地(宜野湾市)以外での不在者投票

仕事などの事情により選挙当日に投票所へ行けない方が、滞在地の選挙管理委員会で投票できる制度です。

指定施設などにおける不在者投票

入院中などの事情により選挙当日に投票所へ行けない方が、入院・入所中の病院や老人ホーム(県の選挙管理委員会が指定した施設)で投票できる制度です。施設へ直接ご相談ください。

郵便等による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証(要介護5)をお持ちの方で、身体に重い障がい等があって投票所に行けない方が、自宅などで郵便により投票できる制度です。該当する要件が区分されており、選挙管理委員会が交付する証明書が必要です。

※投票所が変更になります。 第7投票区：(旧)市立グラウンド会議室 → (新)真志喜中学校

※候補者の政見等が掲載された選挙公報を発行し、全戸配布します。

告示日(1月17日)に印刷を開始し、投票日前日(1月23日)までに配布を完了します。

問合せ：選挙管理委員会事務局 ☎893-4411 内線185～188